

## ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会

### 競争法遵守指針

策定 2021 年 4 月 14 日

#### 第 1 項 基本方針

ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会（以下、RRI）は、RRI 事業活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」）を尊重し、これを遵守する。

#### 第 2 項 適用の範囲

本規程は、RRI が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、第 1 項の基本方針を遵守しなければならない。

ただし、競争法に係わらないことが明確である事業活動については、適用外とする。

#### 第 3 項 禁止事項

RRI の事業活動では、次の行為を禁止する。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
- (2) 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- (3) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (5) 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (6) 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- (7) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

#### 第4項 会議の定義

RRI の事業活動を推進するため、RRI が運営する会合を「会議」と定義する。  
これらの会議には 1 名以上の RRI 事務局員が同席することを基本とする。

#### 第5項 会議の運営

会議の開催に際しては、次の対応を行う。

##### (1) 会議開始時

①RRI 事務局員又は議長は、会議冒頭において、全ての出席者とともに第 3 項の禁止事項を行わない事を確認する。

##### (2) 議事進行時

①議長は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了する。

②議長又は RRI 事務局員は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、第 6 項に述べる競争法コンプライアンス責任者に報告するものとし、報告を受けた競争法コンプライアンス責任者は、当該発言を行った出席者に対する注意等適切な対応をとる。

##### (3) 会議終了後

①会議に出席した RRI 事務局員等は、会議の終了後速やかに議事録を作成するものとする。議事録には第 5 項 (1) に述べる確認を実施したこと、並びに、第 2 項の禁止事項に抵触した発言が無かったことを記載する。

#### 第6項 競争法コンプライアンス責任者

RRI の競争法コンプライアンス責任者を事務局長とし、これに係わる業務は事務局員が行う。

#### 第7項 本指針の周知徹底

RRI は本指針をホームページに公開するなどの方法により、会員及び RRI 事務局員等への周知徹底を図る。

第 8 項 本指針の改廃

本指針の改廃は、事務局長が決裁する。

以上